

# 京都市の解釈により生じている矛盾

	文言	訪問販売お断り シール等を添付した 場合に該当するか
特定商取引法	契約を締結しない旨の 意思表示した	×
京都府 消費生活安全条例	勧誘を拒絶する旨の意 思を示している	○
京都市 消費生活条例	契約の締結の勧誘を 受けず、又は契約を締 結しない旨の意思表示 をしている	×

京都市内で  
お断りシールが貼ら  
れた家に訪問販売を  
した場合、  
ほとんど同じ文言な  
のに府条例には違  
反となるが市条例に  
は違反しないという  
矛盾した解釈